

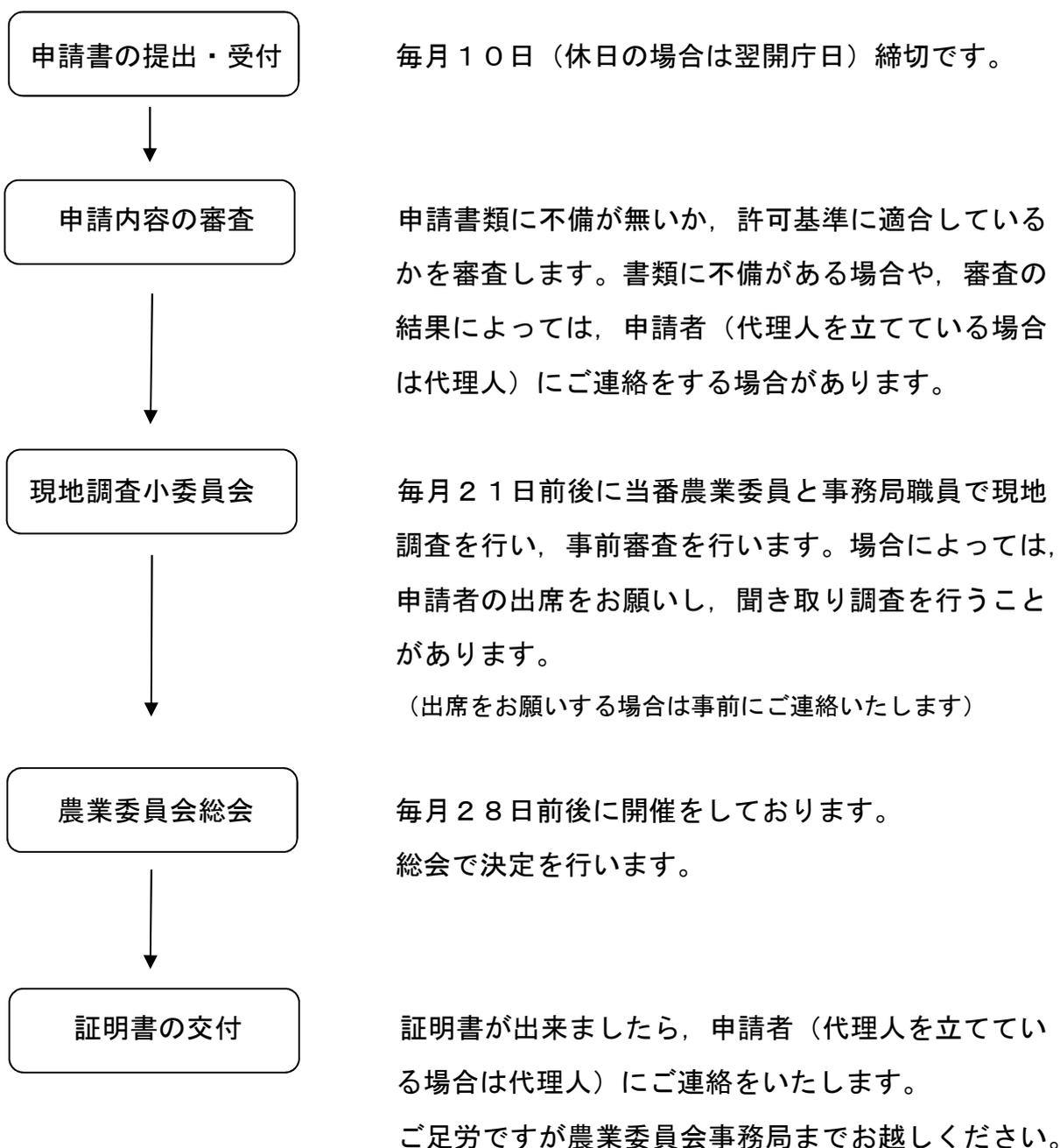
## 買受適格証明願（農地法第3条第1項目的）添付書類

	添 付 書 類	申 請 人		
		市内者	市外者	農地所有 適格法人
1	申請農地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）	○	○	○
2	農地等利用計画書	○	○	○
3	申請農地の位置図	○	○	○
4	住民票 （守谷市に住民登録をしていない方のみ）		○	
5	代理人申請の場合は委任状	○	○	○
6	耕作証明書		○	○ （他市町村で耕作している場合）
7	申請人が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記全部事項証明書			○
8	申請人が農地所有適格法人の場合は、その組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し			○
10	資金証明書（残高証明、融資証明等）	○	○	○
11	その他必要と認められる書類			
※ 提出書類は、正・副で計2部です。許可申請の締切は、毎月10日です				

## 買受適格証明願審査基準（下記のすべてを満たす必要があります。）

1. 今回の申請農地を含め、権利を取得しようとする者及びその世帯員等が、権利を有しているすべての農地について、効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。（所有地等に耕作放棄地がないこと）
2. 権利を取得しようとする者及びその世帯員が、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
3. 申請地が耕作の内容及び位置、規模からみて、周辺地域における農地の効率的、総合的利用に支障を生じないこと。

## ・ 買受適格証明願の流れ



※ 守谷市農業委員会では、申請書の受付（締切日）から許可指令書の交付までの事務の標準処理期間を28日（4週間）としております。